

オンライン資格確認本格運用の延期について

標記について、厚生労働省保険局保険課から通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本格運用時期が決まりましたら、改めてお知らせします。

記

1 本格運用時期について

システムの安定性確保やデータの正確性担保などの観点から令和3年3月下旬から開始する予定を延期し、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定。

2 本格運用開始までのプレ運用について

令和3年3月上旬から一部の保険医療機関等で実施しているプレ運用を継続し、システムの安定性等を検証しながら順次医療機関数を拡大する予定。

なお、プレ運用を行っている保険医療機関等では、マイナンバーカードによる受診が可能となりますが、マイナンバーカードだけでなく、従来どおり健康保険証、高齢受給者証、限度額認定証等も持参してください。

※プレ運用を行っている保険医療機関等については、厚生労働省ホームページに掲載されています。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

3 その他

(1) オンライン資格確認の前提条件

次の①、②の両方が必要となります。

①当健康保険組合にマイナンバーを登録している

②オンライン資格確認環境が整備されている保険医療機関等で受診

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、事前にマイナポータルで登録手続きが必要となります。

(2) 加入者のマイナンバーの提出について

・上記(1)のとおり、当健康保険組合にマイナンバーの登録ができていない場合はオンライン資格確認ができませんので、引き続きマイナンバーの提出をお願いします。

また、マイナンバー提出の際は、従来どおり本人確認措置（番号確認と身元（実在）確認）を実施のうえ提出してください。

・届出済みのマイナンバーが誤っていた場合は、医療機関の窓口等で別人の資格情報が表示されることとなりますので、届出済みのマイナンバーが誤っていた場合や変更があった場合は、再度提出してください。

【参考】

オンライン資格確認について

<概要>

保険医療機関等の窓口において、マイナンバーによる情報連携を活用した健康保険の資格確認が可能となります。

<オンライン資格確認導入による主なメリット>

	現 行	オンライン資格確認導入後
保険診療時の 資格確認	健康保険証の提示	健康保険証又はマイナンバー カード※の提示
保険医療機関等 における高額な 医療費への対応	限度額適用認定証の提示によ り自己負担限度額までの支払 い（事前に医療保険者へ申請 し交付を受けることが必要）	オンラインにより所得区分を 確認し、自己負担限度額まで の支払い（限度額認定証が不 要）
転職等により誤 って旧の健康保 険証を提示した 場合の対応	旧保険者へ医療費の返還後に 新保険者へ療養費を請求	支払基金において新旧の資格 記録がオンラインで確認でき た場合は振替対応（返還や療 養費の請求が不要）